

議案第 5 号

羽曳野市森林環境譲与税基金条例の制定について

羽曳野市森林環境譲与税基金条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）に定める森林環境譲与税を財源とし、森林の整備及びその促進に必要な事業に要する経費に充てる羽曳野市森林環境譲与税基金を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市森林環境譲与税基金条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(設置)

第 1 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 3 号)第 27 条に規定する森林環境譲与税を財源とし、森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費に充てるため、羽曳野市森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算に定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の使途)

第 6 条 市長は、第 1 条に定める事業を行う場合に限り、その全部又は一部をその財源に充てることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。